

岩手県広域サイクリングルート検討会議設置要綱

(目的)

第1 この要綱は、岩手県自転車活用推進計画に基づき、自転車を活用した観光振興等を促進するため、本県の地域特性を生かした広域的なサイクリングルート（以下「広域サイクリングルート」という。）を設定・整備するに当たり、関係機関から意見等を聴取するため設置する、岩手県広域サイクリングルート検討会議（以下「検討会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌)

第2 検討会議の所掌は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 広域サイクリングルートの設定に関すること。
- (2) 広域サイクリングルートの整備に関すること。
- (3) その他、必要な事項に関すること。

(組織)

第3 検討会議は、別表の構成員で構成するものとする。

2 構成員の任期は、令和6年3月31日までとする。

(座長及び副座長)

第4 検討会議に、座長及び副座長1人を置く。

- 2 座長は、構成員の互選によって定める。
- 3 副座長は、構成員のうちから座長が指名する。
- 4 座長は、会務を総理し、検討会議の議長となる。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 検討会議は、知事が招集する。

2 座長は、必要があると認められるときは、構成員以外の者から意見を聴くことができる。

(事務局)

第6 検討会議の事務局は、岩手県県土整備部道路環境課に置く。

(雑則)

第7 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、検討会議において定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月5日から施行する。

この要綱は、令和5年6月14日から施行する。

岩手県広域サイクリングルート検討会議 構成員名簿

番号	所属	役職	氏名	関係分野
1	岩手県立大学 総合政策学部	准教授	宇佐美 誠史	有識者
2	岩手医科大学 教養教育センター	教授	ジェイムズ ホップス	自転車
3	岩手県サイクリング協会	事務局長	盛合 博美	自転車
4	岩手県自転車競技連盟	事務局長	藤根 弘枝	自転車
5	岩手県自転車二輪車商業 協同組合	理事長	安部 一夫	自転車
6	岩手県商工会連合会	内金崎自転車 商会代表	内金崎 大祐	自転車
7	自転車を活用したまちづくりを 推進する全国市区町村長の会	北上市 都市整備部長	阿部 英志	自転車
8	岩手県「道の駅」連絡会 協働会議	道の駅「たのはた」 駅長	佐々木 菊三郎	観光
9	一般社団法人 岩手県旅行業協会	理事	相馬 高広	観光
10	公益財団法人 岩手県観光協会	専務理事兼 事務局長	田丸 裕佳子	観光
11	国土交通省東北運輸局 観光部	観光地域振興課長	木内 俊典	観光
12	IGRいわて銀河鉄道株式会社	運輸部長	千田 芳	交通
13	岩手県空港ターミナルビル 株式会社	総務部 参事兼業務課長	菊池 利光	交通
14	公益社団法人 岩手県バス協会	専務理事	菅原 克也	交通
15	三陸鉄道株式会社	旅客営業部長	橋上 和司	交通
16	東日本旅客鉄道株式会社	企画室長	前田 真秀	交通
17	岩手県商工会議所連合会	事務局長	水野 匠	商工
18	岩手県商工会連合会	事務局長	宗形 金吉	商工
19	国土交通省東北地方整備局 岩手河川国道事務所	副所長	菊地 淳	道路
20	国土交通省東北地方整備局 三陸国道事務所	副所長	香木 和義	道路
21	国土交通省東北地方整備局 南三陸沿岸国道事務所	副所長	岩淵 賢一	道路

(関係分野ごと五十音順、敬称略)